

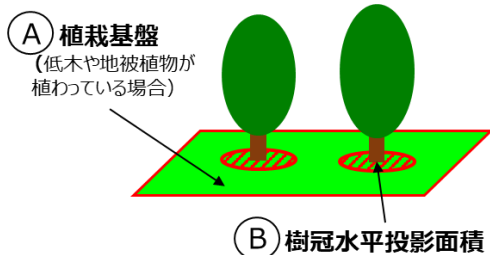
市街化区域内の建築物・敷地の緑化基準を見直しました

※対象は令和6年4月1日以降に提出される「緑化計画・変更・完了届」

見直し① 緑化の質の向上（高木緑化の誘導）

1 建築物の敷地の緑化で、高木が緑地面積として算入できます。

「低木等による緑地面積（植栽基盤の面積）」とは別に「高木による緑地面積」が算入可能



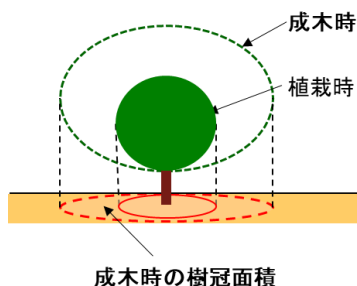
植栽基盤(A)+高木(B)の面積

※(A)の植栽基盤が、高木以外の緑で被われている場合に限る

2 高木1本ごとの緑地面積を規定しました。

樹木が生長した時に想定される樹冠の広がりをもとに緑地面積として算定

成木時の樹冠面積を緑地に算入できます（※樹冠が重複する部分を除く）。



植栽時の樹高	成木時の樹冠面積	(成木時の樹冠半径)
1m以上～2.5m未満	3.8 m ²	(1.1m)
2.5m以上～4m未満	8.0 m ²	(1.6m)
4m以上～	13.8 m ²	(2.1m)

見直し② 壁面緑化の基準

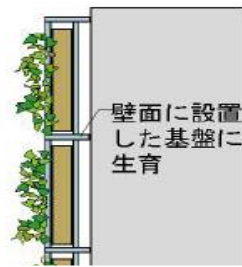
1 壁面緑化は、原則、基盤造成型に限定

原則として、植栽基盤を壁面に直接設置するもの（基盤造成型）に限定

※ただし、基盤造成型以外に確実に生育が見込める壁面緑化は算定可能

※ 確実に生育が見込める壁面緑化の詳細は、以下の資料を参照してください。

壁面緑化の基準に関する要綱



見直し③ CO₂排出抑制に資する建築物等における義務緑化面積の緩和

※敷地において緩和される緑地面積は、義務緑化面積の2分の1を上限とします。

1 ZEB・ZEH水準の建築物

エネルギー削減量に応じて、義務緑化面積の一部を緩和（※県が定める算定式による）

2 木造建築物

主要な構造（木造）の義務緑化面積の一部を緩和（※県が定める算定式による）

3 その他の設備等（例：小型風力発電設備など敷地に設置するもの）

届出者からの提案を受け、発電量等に応じて義務緑化面積の一部を緩和

※事前の個別協議（窓口：兵庫県都市政策課）が必要になります。

※ 県が定める算定式等の詳細は、以下の資料を参照してください。

二酸化炭素排出抑制に資する建築物等の緑化基準に関する要綱